

交番等の名称、位置及び所管区に関する規則

警察法（昭和29年法律第162号）第58条の規定に基づき警察署に置く交番、警察官駐在所及び署所在地の名称、位置及び所管区並びに警備派出所の名称及び位置を別表のとおり定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和50年1月1日から施行する。ただし、別表の3の大浦警察署の欄中南が丘警察官駐在所に係る部分については、昭和49年12月1日から、同表の3の早岐警察署の欄中陣の内町警察官派出所に係る部分については、同年12月18日から、同表の3の浦上警察署の欄中女ノ都警察官駐在所に係る部分については、同年12月21日から適用する。
- 2 派出所、駐在所の名称及び位置に関する規則（昭和49年長崎県公安委員会規則第9号）は廃止する。

附 則（昭和50年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3福江警察署の欄中中須警察官駐在所に関する部分は昭和50年2月19日から、同表3稲佐警察署の欄中小江原町警察官駐在所に関する部分は同年3月1日から、同表3諫早警察署の欄中小野町警察官駐在所に関する部分は同年3月4日から適用する。

附 則（昭和50年長崎県公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表4上県警察署の欄中佐賀警察官駐在所に関する部分は昭和50年3月17日から、同表4早岐警察署の欄中針尾警察官駐在所に関する部分は同年3月28日から、同表4大瀬戸警察署の欄中崎戸警察官駐在所に関する部分は同年4月1日から、同表4大浦警察署の欄中江川町警察官派出所に関する部分は同年4月10日から、同署欄中脇岬警察官駐在所に関する部分は同年4月11日から適用する。

附 則（昭和50年長崎県公安委員会規則第8号）

この規則は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則（昭和51年長崎県公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行し、改正後の別表3の表島原警察署の欄中外港警察官派出所及び安徳警察官駐在所に関する部分は、昭和50年11月1日から、同署所在地及び田屋敷警察官派出所に関する部分は、昭和51年2月1日から適用する。

附 則（昭和51年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和52年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3の表の規定は、昭和52年9月1日から適用する。

附 則（昭和52年長崎県公安委員会規則第7号）

この規則は、昭和52年12月20日から施行し、改正後の別表3の表早岐警察署陣の内町警察官派出所及び花高警察官駐在所に関する部分は、昭和52年12月10日から適用する。

附 則（昭和53年長崎県公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年長崎県公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、別表3の表の規定は、昭和53年2月15日から適用する。

附 則（昭和53年長崎県公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3の表島原警察署の欄中署所在地、田屋敷警察官派出所及び音無川警察官派出所に関する部分は、昭和53年6月1日から適用する。

附 則（昭和53年長崎県公安委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3の表浦上警察署川平町警察官駐在所に関する部分は昭和53年6月1日から、同表大村警察署の欄中大村駅前警察官派出所、松並警察官派出所及び諏訪警察官駐在所に関する部分は同年7月17日から適用する。

附 則（昭和54年長崎県公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第3号の表島原警察署音無川警察官派出所及び外港警察官派出所に関する部分は、昭和53年11月1日から、大瀬戸警察署黒崎警察官駐在所及び諫早警察署森山警察官駐在所に関する部分は、昭和53年12月20日から適用する。

附 則（昭和54年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和54年3月12日から施行する。

附 則（昭和54年長崎県公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3の表大浦警察署江川町警察官派出所に関する部分は、昭和54年1月1日から適用する。

附 則（昭和54年長崎県公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3の表浦上警察署本尾町警察官駐在所に関する部分は昭和54年7月25日から、島原警察署音無川警察官派出所及び広馬場警察官派出所に関する部分は昭和54年9月1日から適用する。

附 則（昭和55年長崎県公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行し、改正後の別表3の表佐世保警察署大和町警察官派出所に関する部分は、昭和54年9月1日から適用する。

附 則（昭和55年長崎県公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3の表稲佐警察署手熊町警察官駐在所に関する部分は昭和55年4月1日から、諫早警察署真津山警察官駐在所及び平戸警察署田助警察官駐在所に関する部分については、昭和55年5月1日から適用する。

附 則（昭和55年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3の表の規定は、昭和55年7月21日から適用する。

附 則（昭和55年長崎県公安委員会規則第8号）

この規則は、昭和55年11月1日から施行する。

附 則（昭和56年長崎県公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年長崎県公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則（昭和56年長崎県公安委員会規則第7号）

この規則は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則（昭和56年長崎県公安委員会規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3の表の規定は、昭和56年10月26日から適用する。

附 則（昭和57年長崎県公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和57年3月1日から施行する。

附 則（昭和57年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年長崎県公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表1及び3の表の規定は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年長崎県公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3の表の規定は、昭和57年6月1日から適用する。

附 則（昭和57年長崎県公安委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年長崎県公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3の表の規定は、昭和57年11月1日から適用する。

附 則（昭和58年長崎県公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和58年2月10日から施行する。

附 則（昭和58年長崎県公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3は、昭和58年3月1日から適用する。

附 則（昭和59年長崎県公安委員会規則第1号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3の表の大村警察署に関する部分は昭和59年1月10日から、同表の時津警察署に関する部分は昭和59年1月12日から適用す

る。

(長崎県公安委員会警察科学研究費補助規程の廃止)

2 長崎県公安委員会警察科学研究費補助規程(昭和23年長崎県公安委員会規則第1号)は廃止する。

附 則(昭和60年長崎県公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3の表東長崎警察署矢上町警察官派出所に関する部分は昭和59年3月1日から、同表大浦警察署高浜警察官駐在所に関する部分は昭和59年4月1日から、同表大村警察署玖島警察官派出所に関する部分は昭和59年6月25日から、同表東長崎警察署古賀町警察官駐在所に関する部分は昭和59年8月1日から、同表諫早警察署諫早駅前警察官派出所に関する部分は昭和59年9月20日から、同表大浦警察署江川町警察官派出所に関する部分は昭和59年10月1日から、同表川棚警察署二瀬警察官駐在所に関する部分は昭和60年1月1日から適用する。

附 則(昭和60年長崎県公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年長崎県公安委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年長崎県公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年長崎県公安委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年長崎県公安委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年長崎県公安委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3の表島原警察署所在地及び大手門警察官派出所に関する部分は、昭和61年3月25日から適用する。

附 則(昭和61年長崎県公安委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年長崎県公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年長崎県公安委員会規則第4号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年長崎県公安委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3の表口之津警察署に関する部分は、昭和62年3月30日から、同表巖原警察署に関する部分は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年長崎県公安委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3の表島原警察署音無川警察官派出所及び広馬場警察官派出所に関する部分は、昭和62年6月1日から、同表大村警察署に関する部分は、昭和62年6月22日から適用する。

附 則(昭和63年長崎県公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3の表早岐警察署広田警察官駐在所に

関する部分は、昭和63年1月18日から適用する。

附 則（昭和63年長崎県公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年長崎県公安委員会規則第2号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年長崎県公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3の表時津警察署に関する部分は平成元年9月22日から、同表長崎警察署に関する部分は平成元年9月30日から施行する。

附 則（平成2年長崎県公安委員会規則第2号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年長崎県公安委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年長崎県公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成3年8月20日から適用する。

附 則（平成4年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、平成4年6月1日から施行する。

附 則（平成4年長崎県公安委員会規則第10号）

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成5年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、平成5年8月1日から施行する。

附 則（平成5年長崎県公安委員会規則第9号）

この規則は、平成5年9月1日から施行する。

附 則（平成5年長崎県公安委員会規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表3の表浦上警察署本原警察官派出所に関する部分は平成5年11月1日から、東長崎警察署宿町警察官派出所に関する部分は同年8月2日から、諫早警察署真津山警察官駐在所に関する部分は同年9月4日から適用する。

附 則（平成6年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、平成6年3月24日から施行する。

附 則（平成6年長崎県公安委員会規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年長崎県公安委員会規則第18号）

この規則は、平成6年10月25日から施行する。

附 則（平成7年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成 8 年長崎県公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年長崎県公安委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 9 年 3 月 25 日から施行する。

附 則（平成 10 年長崎県公安委員会規則第 5 号）

この規則は、平成 10 年 3 月 27 日から施行する。ただし、別表 1 の表の改正規定中形上警察官駐在所、亀岳警察官駐在所、小迎警察官駐在所、大串警察官駐在所及び飯盛町交番に係る部分は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年長崎県公安委員会規則第 17 号）

この規則は、平成 10 年 12 月 22 日から施行する。

附 則（平成 11 年長崎県公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成 11 年 3 月 15 日から施行する。

附 則（平成 12 年長崎県公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成 12 年 3 月 17 日から施行する。

附 則（平成 12 年長崎県公安委員会規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年長崎県公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 13 年 3 月 21 日から施行する。ただし、別表の 1 の表時津警察署の項中長崎漁港交番及び福江警察署の項中署所在地に係る部分については、同年 2 月 5 日から適用する。

附 則（平成 14 年長崎県公安委員会規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年長崎県公安委員会規則第 18 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年長崎県公安委員会規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年長崎県公安委員会規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の 1 の表壱岐警察署の部、厳原警察署の部及び上県警察署の部の改正規定並びに同表の 2 の表厳原警察署の項の改正規定は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年長崎県公安委員会規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の 1 の表福江警察署の部及び有川警察署の部の改正規定は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年長崎県公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年長崎県公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年長崎県公安委員会規則第 24 号）

この規則は、平成 18 年 12 月 20 日から施行する。ただし、別表の 1 の表島原警察署の部の改正規定中大手門交番に係る部分は、平成 19 年 2 月 10 日から施行する。

附 則（平成19年長崎県公安委員会規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表の1の表諫早警察署の部小江警察官駐在所の項並びに同表雲仙警察署の部南串山警察官駐在所の項及び飛子警察官駐在所の項の改正規定は平成19年2月20日から、同表時津警察署の部長与交番の項及び道ノ尾警察官駐在所の項並びに同表西海警察署の部七釜警察官駐在所の項の改正規定は平成19年3月15日から適用する。

附 則（平成20年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年長崎県公安委員会規則第2号）

この規則は、平成21年3月27日から施行する。

附 則（平成22年長崎県公安委員会規則第1号）

この規則中第1条の規定は公布日から、第2条の規定は平成22年3月1日から、第3条の規定は平成22年3月8日から、第4条の規定は平成22年3月16日から、第5条の規定は平成22年3月31日から、第6条の規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年長崎県公安委員会規則第2号）

この規則中第1条の規定は公布日から、第2条の規定は平成23年3月14日から、第3条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年長崎県公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の1の表江迎警察署の部の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の1の表浦上警察署の部三原交番の項及び同部女の都警察官駐在所の項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年長崎県公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の1の表浦上警察署の部若草町交番の項の改正規定は平成28年2月25日から、同表雲仙警察署の部愛野交番の項の改正規定は平成27年2月24日から、同表佐世保警察署の部小島町交番の項の改正規定は平成27年3月3日から、同表平戸警察署の部獅子町警察官駐在所の項の改正規定は平成28年2月2日から適用する。

附 則（平成29年長崎県公安委員会規則第1号）

この規則は、平成29年3月1日から施行する。ただし、別表の1の表川棚警察署の部東彼杵警察官駐在所の項及び大楠警察官駐在所の項の改正規定は、平成29年3月7日から施行する。

附 則（平成29年長崎県公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の規定は、平成29年3月4日から適用する。

附 則（平成30年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年長崎県公安委員会規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年長崎県公安委員会規則第8号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、令和3年3月5日から施行する。ただし、別表の1の表諫早警察署の部諫早駅前交番の項の改正規定は、令和3年3月29日から施行する。

別表

1 交番（署所在地）及び警察官駐在所の所属、名称、位置及び所管区

所属	名称	位置	所管区
長崎警察署	丸山町交番	長崎市丸山町	長崎市のうち、寄合町、丸山町、船大工町、本石灰町、中小島1～2丁目、西小島1～2丁目、東小島町、館内町、稲田町、新地町、十人町、中新町、籠町、梅香崎町、浜町、古川町、東古川町、銀屋町、万屋町、鍛冶屋町、油屋町、銅座町
	長崎駅前交番	長崎市尾上町	長崎市のうち、中町、筑後町、恵美須町、西坂町、八千代町、尾上町、大黒町、御船蔵町、天神町、銭座町、宝町、幸町、目覚町、緑町、茂里町（1～3番）、上銭座町
	立山交番	長崎市立山1丁目	長崎市のうち、立山1～5丁目、八百屋町、玉園町、上町、西山本町、桜町、勝山町、古町、桶屋町、諏訪町、寺町、麴屋町、魚の町、今博多町、伊勢町、馬町、出来大工町、上西山町、炉粕町、八幡町、大井手町、浜平1～2丁目
	中川交番	長崎市中川1丁目	長崎市のうち、中川1～2丁目、新中川町、矢の平1～4丁目、伊良林1～3丁目、本河内1～4丁目、鳴滝1～3丁目、桜馬場1～2丁目
	田上交番	長崎市桜木町	長崎市のうち、上小島1～5丁目、桜木町、弥生町、田上1～4丁目、三景台町、早坂町、田手原町、愛宕1～4丁目、白木町、八つ尾町、彦見町、高平町、風頭町、茂木町、北浦町、宮摺町、大崎町、千々町、飯香浦町、太田尾町
	元船町交番	長崎市元船町	長崎市のうち、元船町、出島町、樺島町、五島町、金屋町、築町、賑町、栄町、万才町、興善町、江戸町
	西山交番	長崎市西山2丁目	長崎市のうち、西山1～4丁目、木場町、片淵1～5丁目、新大工町、夫婦川町、下西山町
	飽の浦交番	長崎市入船町	長崎市のうち、水の浦町、大谷町、飽の浦町、入船町、秋月町、塩浜町、岩瀬道町、旭町、大鳥町、丸尾町、平戸小屋町、江の浦町
淵交番	長崎市淵町	長崎市のうち、岩見町、春木町、梁川町、宝栄町、竹の久保町、淵町、稲佐町、光町、曙町、弁天町	

	福田交番	長崎市大浜町	長崎市のうち、大浜町、小浦町、福田本町、木鉢町1～2丁目、東立神町、西立神町、西泊町、小瀬戸町、みなと坂1～2丁目、神ノ島町1～3丁目、小江町
	矢上交番	長崎市田中町	長崎市のうち、矢上町、平間町、現川町、東町、田中町、高城台1～2丁目、芒塚町、宿町、界1～2丁目、網場町、潮見町、春日町
	橘交番	長崎市かき道3丁目	長崎市のうち、かき道1～6丁目、川内町、上戸石町、戸石町、牧島町
	古賀町交番	長崎市古賀町	長崎市のうち、松原町、古賀町、鶴の尾町、中里町、船石町、つつじが丘1～5丁目
大浦警察署	石橋交番	長崎市松が枝町	長崎市のうち、常盤町、松が枝町、大浦町、相生町、下町、東山手町、日の出町、元町、東山町、出雲1～3丁目、大浦東町、川上町、上田町、南山手町、小曾根町、戸町2丁目(165～209番地)、上戸町、高丘1～2丁目、南町、南が丘町、八景町、星取1～2丁目、椎の木町
	戸町交番	長崎市戸町4丁目	長崎市のうち、戸町1丁目、戸町2丁目(165～209番地を除く。)、戸町3～5丁目、国分町、小菅町、浪の平町、西琴平町、東琴平1～2丁目、古河町、上戸町1～4丁目、新戸町1～4丁目
	小ヶ倉町交番	長崎市小ヶ倉町3丁目	長崎市のうち、磯道町、小ヶ倉町1～3丁目、新小が倉1～2丁目、ダイヤモンド1～4丁目、大山町
	深堀町交番	長崎市深堀町5丁目	長崎市のうち、深堀町1～6丁目、大籠町、香焼町
	江川町交番	長崎市江川町	長崎市のうち、平山町、平山台1～2丁目、竿浦町、江川町、末石町、柳田町、八郎岳町、土井首町、三和町、毛井首町、平瀬町、京太郎町、鹿尾町、草住町、米山町、鶴見台1～2丁目、古道町
	三和交番	長崎市布巻町	長崎市のうち、蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町、藤田尾町、布巻町、晴海台町、宮崎町
	高浜警察官駐在所	長崎市高浜町	長崎市のうち、黒浜町、以下宿町、高浜町、南越町、脇岬町(木場)
	野母崎警察官駐在所	長崎市野母町	長崎市のうち、野母町

	脇岬警察官駐在所	長崎市脇岬町	長崎市のうち、脇岬町（木場を除く。）、野母崎樺島町
	高島警察官駐在所	長崎市高島町	長崎市のうち、高島町
	伊王島警察官駐在所	長崎市伊王島町1丁目	長崎市のうち、伊王島町1～2丁目
浦上警察署	平和公園交番	長崎市平野町	長崎市のうち、三芳町、松山町、岡町、橋口町、上野町、江里町、大橋町、平和町、川口町、茂里町（4番）、岩川町、浜口町、坂本1～3丁目、平野町
	本原交番	長崎市小峰町	長崎市のうち、本原町、扇町、小峰町、辻町、大手1～3丁目、石神町、高尾町、江平1～3丁目、本尾町
	若葉交番	長崎市若葉町	長崎市のうち、住吉町、中園町、若葉町、千歳町、家野町、西北町、若竹町、花丘町、文教町、住吉台町、赤迫1～3丁目、泉1～3丁目、泉町、音無町、清水町、錦1～3丁目、白鳥町、西町、緑が丘町、柳谷町
	若草交番	長崎市城栄町	長崎市のうち、青山町、金堀町、城山台1～2丁目、立岩町、花園町、富士見町、城山町、城栄町、若草町、油木町
	滑石交番	長崎市滑石3丁目	長崎市のうち、滑石1～6丁目、大園町、虹が丘町、北栄町、北陽町、大宮町、葉山1～2丁目、エミネント葉山町、岩屋町、横尾1～5丁目
	三原交番	長崎市三原1丁目	長崎市のうち、三原1～3丁目、畦別当町、三ツ山町、川平町、けやき台町、昭和1～3丁目、三川町、西山台1～2丁目、女の都1丁目
	小江原交番	長崎市小江原2丁目	長崎市のうち、小江原1～5丁目
	女の都警察官駐在所	長崎市女の都3丁目	長崎市のうち、女の都2～4丁目
	手熊町警察官駐在所	長崎市手熊町	長崎市のうち、柿泊町、手熊町、上浦町
	式見町警察官駐在所	長崎市式見町	長崎市のうち、式見町、向町、園田町、牧野町、四杖町、相川町、見崎町
時津警察署	久留里交番	西彼杵郡時津町久留里郷	西彼杵郡のうち、時津町

	長与交番	西彼杵郡長与町嬉里郷	西彼杵郡長与町のうち、吉無田郷（579～699番地、859～1,221番地、1,234番地、1,253番地、1,254番地、1,267番地を除く。）、丸田郷、嬉里郷、三根郷、平木場郷、本川内郷、岡郷、斉藤郷、高田郷（主要地方道長崎多良見線の北側）、北陽台1～2丁目
	まなび野交番	西彼杵郡長与町まなび野3丁目	西彼杵郡長与町のうち、まなび野1～3丁目、吉無田郷（579～699番地、859～1,221番地、1,234番地、1,253番地、1,254番地、1,267番地）、高田郷（主要地方道長崎多良見線の南側）
	長崎漁港交番	長崎市京泊2丁目	長崎市のうち、鳴見町、多以良町、畝刈町、豊洋台1～2丁目、京泊1～3丁目、さくらの里1～3丁目、三京町、鳴見台1～2丁目、三重町、檜山町、畦町、松崎町、三重田町、西海町（1,751～1,779番地を除く。）
	神浦警察官駐在所	長崎市神浦向町	長崎市のうち、神浦江川町、神浦扇山町、神浦上大中尾町、上大野町、神浦上道德町、神浦北大中尾町、神浦口福町、神浦下大中尾町、下大野町、神浦下道德町、神浦夏井町、神浦丸尾町、神浦向町、赤首町、池島町
	黒崎警察官駐在所	長崎市下黒崎町	長崎市のうち、上黒崎町、下黒崎町、永田町、西出津町、東出津町、新牧野町
	村松警察官駐在所	長崎市琴海村松町	長崎市のうち、琴海村松町、西海町（1,751～1,779番地）
	長浦警察官駐在所	長崎市長浦町	長崎市のうち、長浦町、琴海戸根原町、琴海戸根町
	形上警察官駐在所	長崎市琴海形上町	長崎市のうち、琴海形上町、琴海大平町、琴海尾戸町
西海警察署	署所在地	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷	西海市大瀬戸町のうち、瀬戸福島郷、瀬戸板浦郷、瀬戸檜浦郷、瀬戸西濱郷、瀬戸東濱郷（小干を除く。）、多以良内郷、多以良外郷
	大崎交番	西海市大島町	西海市のうち、大島町、崎戸町（蠣浦郷、本郷）
	雪浦警察官駐在所	西海市大瀬戸町雪浦下郷	西海市大瀬戸町のうち、雪浦奥浦郷、雪浦上郷、雪浦久良木郷、雪浦幸物郷、雪浦小松郷、雪浦河通郷、雪浦下郷、雪浦下釜郷、瀬戸下山郷、瀬戸羽出川郷、瀬戸東濱郷（小干）

	松島警察官駐在所	西海市大瀬戸町松島内郷	西海市大瀬戸町のうち、松島内郷、松島外郷
	七釜警察官駐在所	西海市西海町中浦北郷	西海市西海町のうち、七釜郷、中浦南郷、中浦北郷
	太田和警察官駐在所	西海市西海町太田和郷	西海市西海町のうち、天久保郷、黒口郷、太田和郷、面高郷、横瀬郷（寄船）、木場郷（石田）
	横瀬警察官駐在所	西海市西海町横瀬郷	西海市西海町のうち、横瀬郷（寄船を除く。）、丹納郷、木場郷（石田を除く。）、太田原郷、川内郷、水浦郷
	亀岳警察官駐在所	西海市西彼町喰場郷	西海市西彼町のうち、下岳郷（2118番地）、上岳郷、宮浦郷、中山郷、亀浦郷、喰場郷（中の島を除く。）、風早郷、平原郷、白似田郷、鳥加郷（川山）
	小迎警察官駐在所	西海市西彼町小迎郷	西海市西彼町のうち、小迎郷、伊ノ浦郷、八木原郷
	大串警察官駐在所	西海市西彼町大串郷	西海市西彼町のうち、鳥加郷（川山を除く。）、平山郷、大串郷、白崎郷、下岳郷（2118番地を除く。）、喰場郷（中の島）
諫早警察署	諫早中央交番	諫早市東小路町	諫早市のうち、宇都町、原口町、東小路町、西小路町、高城町、本町、栄町、八坂町、東本町、野中町、旭町、上町、八天町、新道町、西郷町、幸町、船越町、上野町、立石町、厚生町、仲沖町
	小栗交番	諫早市小川町	諫早市のうち、小川町、栗面町、平山町、土師野尾町、小ヶ倉町、川床町、鷺崎町、長野町、川内町、小野島町、中央干拓
	諫早駅前交番	諫早市永昌東町	諫早市のうち、栄田町、本明町、永昌町、永昌東町、城見町、金谷町、天満町、日の出町、目代町、泉町、福田町
	西諫早交番	諫早市山川町	諫早市のうち、西栄田町、真崎町、大字真崎本村名、津水町、中尾町、山川町、馬渡町、堂崎町、白岩町、堀の内町、破籠井町、大さこ町
	真津山交番	諫早市貝津町	諫早市のうち、久山町、久山台、貝津町、大字貝津小船越名、若葉町、青葉台、津久葉町、小船越町、貝津ヶ丘
	喜々津交番	諫早市多良見町化屋	諫早市多良見町のうち、化屋、シーサイド、木床、困、市布、中里、西川内

	飯盛町交番	諫早市飯盛町 佐田	諫早市のうち、飯盛町
	本野警察官駐在所	諫早市下大渡野町	諫早市のうち、本野町、富川町、湯野尾町、上大渡野町、下大渡野町
	長田警察官駐在所	諫早市西里町	諫早市のうち、小豆崎町、西里町、中田町、御手水町、大場町、白木峰町、長田町、正久寺町、高天町、白浜町、白原町、猿崎町
	小野町警察官駐在所	諫早市小野町	諫早市のうち、赤崎町、黒崎町、小野町、宗方町
	有喜町警察官駐在所	諫早市有喜町	諫早市のうち、松里町、有喜町、早見町、中通町、鶴田町、天神町
	伊木力警察官駐在所	諫早市多良見町舟津	諫早市多良見町のうち、佐瀬、舟津、山川内、野川内、東園、野副、元釜、西園
	森山警察官駐在所	諫早市森山町 下井牟田	諫早市のうち、森山町
	高来警察官駐在所	諫早市高来町 三部壺	諫早市高来町のうち、三部壺、里、町名、法川、黒崎、小峰、善住寺、東平原、水ノ浦、溝口、山道、汲水、坂元、黒新田、泉、金崎、神津倉
	高来西警察官駐在所	諫早市高来町 下与	諫早市高来町のうち、下与、上与、峰、西平原、折山、西尾、小船津、平田、大戸、富地戸、船津、建山、古場、小江干拓
	小長井警察官駐在所	諫早市小長井町小川原浦	諫早市小長井町のうち、小川原浦（農場を除く。）、遠竹（山茶花を除く。）、井崎、新田原、田原
	長里警察官駐在所	諫早市小長井町大峰	諫早市小長井町のうち、牧、打越、川内、大峰、大搦、古場、小川原浦（農場）、遠竹（山茶花）
雲仙警察署	小浜交番	雲仙市小浜町 北本町	雲仙市小浜町のうち、北本町、南本町、マリーナ、南木指、北木指、富津、北野
	愛野交番	雲仙市愛野町 乙	雲仙市のうち、愛野町、千々石町（甲288番地1、甲290番地1、甲320番地1、丙、丁、己）
	雲仙北交番	雲仙市国見町 神代乙	雲仙市のうち、瑞穂町、国見町（神代）、吾妻町（古城名、平江名、木場名、本村名、田之平名、大木場名、川床名）
	多比良交番	雲仙市国見町 土黒甲	雲仙市国見町のうち、多比良、土黒

	南串山警察官駐在所	雲仙市南串山町丙	雲仙市のうち、南串山町（乙、丙）
	北串警察官駐在所	雲仙市小浜町金浜	雲仙市小浜町のうち、金浜、木場、大亀、山畑、飛子、南串山町（甲）
	雲仙警察官駐在所	雲仙市小浜町雲仙	雲仙市小浜町のうち、雲仙
	千々石警察官駐在所	雲仙市千々石町甲	雲仙市千々石町のうち、甲（288番地1、290番地1、320番地1を除く。）、乙、戊、庚
	吾妻警察官駐在所	雲仙市吾妻町牛口名	雲仙市吾妻町のうち、牛口名、馬場名、栗林名、布江名、永中名、阿母名
島原警察署	島原駅前交番	島原市片町	島原市のうち、新馬場町、城内1～3丁目、北門町、柏野町、山寺町、中尾町、本町、原町、杉山町、前浜町、西町、立野町、宇土町、江里町、桜門町、宮の町、先魁町、田町、南柏野町、柿の木町、六ツ木町、上の町、中町、片町、新田町、万町、江戸丁、下の丁、今川町、浦の川、新建、桜町、北原町、高島1～2丁目、新町1～2丁目、本光寺町、城見町、上新丁1～3丁目、古丁、城西中の丁、下新丁、崩山町、白土町、寺町、上の原1～3丁目、中堀町、湊道1～2丁目、南千本木町、北千本木町、小山町、萩が丘1～2丁目、加美町、萩原1～3丁目、青葉町、湖南町、上折橋町、下折橋町、堀町
	外港交番	島原市下川尻町	島原市のうち、広馬場町、坂上町、坂下町、湊新地町、元船津町、蛭子町1～2丁目、浦田1～2丁目、有馬船津町、白土桃山1～2丁目、霊南1～2丁目、津町、八幡町、西八幡町、栄町、弁天町1～2丁目、中組町、下川尻町、南下川尻町、新山1～4丁目、新湊1～2丁目、親和町、緑町、白山町、湊町、南上木場町、北上木場町、白谷町、仁田町、天神元町、札の元町、門内町、大下町、梅園町
	有明交番	島原市有明町大三東乙	島原市のうち、有明町、稗田町、出平町、広高野町、出の川町、下宮町、大手原町、御手水町、三会町、亀の甲町、中原町、津吹町、長貫町、油堀町、寺中町、原口町、中野町、洗切町、礪石原町
	安徳警察官駐在所	島原市中安徳町丁	島原市のうち、秩父が浦町、船泊町、南安徳町、南崩山町、鎌田町、中安徳町、北安徳町、浜の町、平成町

南島原警察署	有家交番	南島原市有家町小川	南島原市のうち、有家町、西有家町（見岳）
	加津佐交番	南島原市加津佐町己	南島原市のうち、加津佐町、口之津町
	深江警察官駐在所	南島原市深江町丁	南島原市のうち、深江町
	布津警察官駐在所	南島原市布津町乙	南島原市のうち、布津町
	北有馬警察官駐在所	南島原市北有馬町己	南島原市のうち、北有馬町、南有馬町（古園名轟川）
	南有馬警察官駐在所	南島原市南有馬町乙	南島原市のうち、南有馬町（古園名轟川を除く。）
	西有家警察官駐在所	南島原市西有家町須川	南島原市西有家町のうち、須川、里坊、龍石（上堀戸、加倉、丸島、打越を除く。）
	長野警察官駐在所	南島原市西有家町長野	南島原市西有家町のうち、長野、龍石（上堀戸、加倉、丸島、打越）、慈恩寺
大村警察署	玖島交番	大村市玖島1丁目	大村市のうち、片町、玖島1～3丁目、久原1～2丁目、木場1～2丁目、向木場町、本町、西本町、幸町
	大村駅前交番	大村市東本町	大村市のうち、東本町、武部町、杭出津1～3丁目、水主町1～2丁目、東三城町、西三城町、三城町、水計町、荒平町、赤佐古町、徳泉川内町、東大村1～2丁目、須田ノ木町
	桜馬場交番	大村市桜馬場1丁目	大村市のうち、松並1～2丁目、原口町、今津町、古賀島町、森園町、協和町、松山町、西乾馬場町、西大村本町、植松1～3丁目、桜馬場1～2丁目、坂口町、箕島町、諏訪1～3丁目、池田新町、池田1～2丁目、上諏訪町、雄ヶ原町、乾馬場町、古町1～2丁目、水田町
	宮小路交番	大村市宮小路2丁目	大村市のうち、富の原1～2丁目、黒丸町、宮小路1～3丁目、竹松町、鬼橋町、小路口町、小路口本町、大川田町、竹松本町、沖田町、寿古町、皆同町、福重町、草場町、弥勒寺町、立福寺町、重井田町、今富町、野田町
	鈴田警察官駐在所	大村市大里町	大村市のうち、岩松町、陰平町、中里町、大里町、平町、小川内町
	萱瀬警察官駐	大村市田下町	大村市のうち、荒瀬町、原町、宮代町、田

	在所		下町、中岳町、黒木町
	松原警察官駐在所	大村市松原本町	大村市のうち、松原本町、松原1～3丁目、野岳町、東野岳町、武留路町
	三浦警察官駐在所	大村市日泊町	大村市のうち、西部町、日泊町、今村町、溝陸町
川棚警察署	川棚駅前交番	東彼杵郡川棚町百津郷	東彼杵郡のうち、川棚町
	波佐見交番	東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷	東彼杵郡波佐見町のうち、折敷瀬郷、金屋郷、中尾郷、鬼木郷、井石郷、野々川郷、宿郷、永尾郷、三股郷、小樽郷、湯無田郷、稗木場郷、皿山郷、村木郷
	東彼杵警察官駐在所	東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷	東彼杵郡東彼杵町のうち、彼杵宿郷（金谷、本町、東町）、蔵本郷（蔵本、金谷、本町、橋ノ詰（線路以南））、大音琴郷、小音琴郷、口木田郷
	大楠警察官駐在所	東彼杵郡東彼杵町三根郷	東彼杵郡東彼杵町のうち、川内郷、法音寺郷、菅無田郷、坂本郷、中尾郷、三根郷、蔵本郷（橋ノ詰（線路以北））、彼杵宿郷（橋ノ詰、赤木）
	瀬戸警察官駐在所	東彼杵郡東彼杵町瀬戸郷	東彼杵郡東彼杵町のうち、千綿宿郷、八反田郷、太ノ浦郷、遠目郷、中岳郷、瀬戸郷、駄地郷、里郷、一ツ石郷、蕪郷、木場郷、平似田郷
	長野警察官駐在所	東彼杵郡波佐見町長野郷	東彼杵郡波佐見町のうち、長野郷、岳辺田郷、川内郷、志折郷、田ノ頭郷、中山郷
	早岐警察署	早岐交番	佐世保市早岐1丁目
	江上交番	佐世保市指方町	佐世保市のうち、江上町、指方町、有福町、ハウステンボス町
	広田交番	佐世保市広田3丁目	佐世保市のうち、崎岡町、浦川内町、重尾町、広田町、広田1～4丁目
	大塔交番	佐世保市大塔町	佐世保市のうち、平松町、上原町、陣の内町、勝海町、大塔町、卸本町、田の浦町、若竹台町、もみじが丘町
	木原町警察官駐在所	佐世保市木原町	佐世保市のうち、吉福町、木原町、口の尾町、心野町、横手町、江永町、新行江町（新行江）
	三川内警察官	佐世保市三川	佐世保市のうち、三川内本町、三川内新町、

	駐在所	内本町	塩浸町、新替町、桑木場町、三川内町、新行江町（牛石）、下の原町
	針尾警察官駐在所	佐世保市針尾東町	佐世保市のうち、針尾中町、針尾北町、針尾西町、針尾東町
	宮警察官駐在所	佐世保市萩坂町	佐世保市のうち、南風崎町、城間町、瀬道町、萩坂町、奥山町、宮津町、長畑町
佐世保警察署	大野交番	佐世保市瀬戸越2丁目	佐世保市のうち、田原町、知見寺町、楠木町、原分町、瀬戸越町、瀬戸越1～4丁目、大野町、松原町、矢峰町、松瀬町、横尾町、春日町、赤木町、桜木町
	小島交番	佐世保市小島町	佐世保市のうち、小島町、立神町、神島町、鵜渡越町、金比良町、今福町、御船町、小野町（市道鵜渡越弓張線及び市道鵜渡越鹿子前線以東の区域）、母ヶ浦町（市道鵜渡越鹿子前線以東の区域）、赤崎町
	京町交番	佐世保市下京町	佐世保市のうち、山県町、島地町、塩浜町、戸尾町、上京町、下京町、京坪町、本島町、宮崎町、光月町、島瀬町、勝富町、白木町、松川町、高天町、祇園町、須佐町、小佐世保町、高梨町、万津町、新港町
	宮田交番	佐世保市宮田町	佐世保市のうち、松浦町、湊町、浜田町、栄町、常盤町、熊野町、宮地町、名切町、花園町、山手町、田代町、相生町、高砂町、谷郷町、天満町、比良町、泉町、上町、元町、平瀬町、園田町、西大久保町、長尾町、東大久保町、矢岳町、松山町、折橋町、俵町、梅田町、城山町、宮田町、保立町、中通町、福田町、清水町、石坂町、八幡町、木場田町、万徳町
	佐世保駅前交番	佐世保市三浦町	佐世保市のうち、白南風町、潮見町、三浦町、峰坂町、干尽町、福石町、稲荷町、大黒町、若葉町
	日宇交番	佐世保市日宇町	佐世保市のうち、大和町、白岳町、日宇町、大岳台町、沖新町、黒髪町
	天神交番	佐世保市天神5丁目	佐世保市のうち、天神町、天神1～5丁目、崎辺町、前畑町、東山町、十郎新町、東浜町
	須田尾交番	佐世保市須田尾町	佐世保市のうち、藤原町、木風町、烏帽子町、山祇町、須田尾町、大宮町
	船越警察官駐在所	佐世保市下船越町	佐世保市のうち、船越町、下船越町、庵浦町、俵ヶ浦町、野崎町

	柚木町警察官駐在所	佐世保市柚木町	佐世保市のうち、柚木町、上柚木町、柚木元町、小舟町、高花町、戸ヶ倉町、里美町、川谷町、下宇戸町、潜木町、筒井町
相浦警察署	日野町交番	佐世保市日野町	佐世保市のうち、日野町、椎木町、長坂町、鹿子前町、星和台町
	大潟交番	佐世保市大潟町	佐世保市のうち、大潟町、棚方町、光町、相浦町、愛宕町、上相浦町、木宮町、川下町、高島町、新田町、竹辺町、母ヶ浦町（市道鶉渡越鹿子前線以東の区域を除く。）、小野町（市道鶉渡越弓張線及び市道鶉渡越鹿子前線以東の区域を除く。）、黒島町
	中里交番	佐世保市上本山町	佐世保市のうち、上本山町、下本山町、岳野町、八の久保町、中里町、吉岡町、皆瀬町、小川内町、白仁田町、菰田町、踊石町、牧の地町、十文野町、野中町
江迎警察署	署所在地	佐世保市江迎町長坂	佐世保市のうち、江迎町末橋、江迎町上川内、江迎町梶ノ村、江迎町北田、江迎町飯良坂、江迎町中尾、江迎町根引、江迎町長坂、江迎町三浦、江迎町奥川内、江迎町箆尾、江迎町栗越、江迎町北平、江迎町埋立、江迎町乱橋
	佐々交番	北松浦郡佐々町本田原免	北松浦郡佐々町のうち、本田原免、羽須和免、市場免、志方免、鴨川免、古川免、中川原免、角山免、栗林免、野寄免、平野免、石木場免、迎木場免、木場免、口石免、須崎免、松瀬免、市瀬免、江里免、大茂免、神田免、皆瀬免、八口免、小浦免、沖田免
	潜龍警察官駐在所	佐世保市江迎町田ノ元	佐世保市のうち、江迎町猪調、江迎町田ノ元、江迎町志戸氏、江迎町七腕、江迎町小川内、江迎町赤坂
	深江警察官駐在所	佐世保市鹿町町土肥ノ浦	佐世保市のうち、鹿町町深江、鹿町町新深江、鹿町町土肥ノ浦、鹿町町口ノ里、鹿町町鹿町、鹿町町船ノ村、鹿町町中野、鹿町町深江潟
	鹿町警察官駐在所	佐世保市鹿町町下歌ヶ浦	佐世保市のうち、鹿町町下歌ヶ浦、鹿町町大屋、鹿町町長串、鹿町町上歌ヶ浦、鹿町町九十九島
	吉井警察官駐在所	佐世保市吉井町立石	佐世保市のうち、吉井町立石、吉井町大渡、吉井町吉元、吉井町前岳、吉井町踊瀬、吉井町上吉田、吉井町田原、吉井町乙石尾、吉井町下原、吉井町高峰
	福井警察官駐在所	佐世保市吉井町直谷	佐世保市のうち、吉井町直谷、吉井町梶木場、吉井町板樋、吉井町福井、吉井町草ノ

			尾、吉井町橋川内、吉井町春明、吉井町橋口
	世知原警察官駐在所	佐世保市世知原町栗迎	佐世保市のうち、世知原町開作、世知原町上野原、世知原町檜巻、世知原町北川内、世知原町赤木場、世知原町中通、世知原町長田代、世知原町太田、世知原町木浦原、世知原町箭瀬、世知原町岩谷口、世知原町栗迎、世知原町矢櫃、世知原町西ノ岳
	小佐々警察官駐在所	佐世保市小佐々町楠泊	佐世保市のうち、小佐々町楠泊、小佐々町矢岳、小佐々町西川内
	田原警察官駐在所	佐世保市小佐々町田原	佐世保市のうち、浅子町、小佐々町田原、小佐々町平原、小佐々町岳ノ木場、小佐々町葛籠、小佐々町臼ノ浦、小佐々町小坂、小佐々町黒石
松浦警察署	今福交番	松浦市今福町浦免	松浦市のうち、今福町、調川町、志佐町（浦免、里免、西山免、白浜免、庄野免）
	上志佐警察官駐在所	松浦市志佐町笛吹免	松浦市志佐町のうち、笛吹免、横辺田免、長野免、稗木場免、田ノ平免、柚木川内免、赤木免、池成免、栢木免、高野免
	御厨町警察官駐在所	松浦市御厨町里免	松浦市御厨町のうち、相坂免、川内免、小舟免、田代免、西木場免、山根免、狩原免、米ノ山免、立木免、横久保免、田原免、板橋免、大崎免、北平免、郭公尾免、下登木免、寺ノ尾免、普住免、上登木免、木場免、高野免、中野免、西田免、前田免、里免（駅通、池田上、中野）
	星鹿町警察官駐在所	松浦市星鹿町下田免	松浦市のうち、星鹿町、御厨町（池田免、里免（平瀬、市場、札場、泉、御厨団地、長嶺団地））
	鷹島警察官駐在所	松浦市鷹島町中通免	松浦市のうち、鷹島町
	福島警察官駐在所	松浦市福島町塩浜免	松浦市のうち、福島町
平戸警察署	署所在地	平戸市岩の上町	平戸市のうち、宮の町、浦の町、崎方町、鏡川町（赤坂、後平、薄香越、西の久保、梅崎、薄香浦）、新町、職人町、魚の棚町、木引田町、紺屋町、築地町、岩の上町、明の川内町、戸石川町、大野町、度島町、大山町、木引町
	平戸口警察官駐在所	平戸市田平町山内免	平戸市田平町のうち、山内免、小手田免（国道204号の東側）、野田免

	馬ノ元警察官駐在所	平戸市田平町深月免	平戸市田平町のうち、下寺免、以善免、深月免、田代免、古梶免、荻田免、小手田免（国道204号の西側）
	下亀警察官駐在所	平戸市田平町下亀免	平戸市田平町のうち、上亀免、下亀免、福崎免、小崎免、岳崎免、里免、横島免、一関免、本山免、大久保免
	鏡川警察官駐在所	平戸市大久保町	平戸市のうち、大久保町、田助町、鏡川町（田原崎）
	中野警察官駐在所	平戸市山中町	平戸市のうち、川内町、中野大久保町、水垂町、山中町、主師町、坊方町、下中野町、古江町、宝亀町
	獅子警察官駐在所	平戸市獅子町	平戸市のうち、春日町、高越町、獅子町、根獅子町、飯良町、大石脇町、深川町、朶の原町
	紐差町警察官駐在所	平戸市紐差町	平戸市のうち、紐差町、迎紐差町、赤松町、大川原町、木ヶ津町、木場町、草積町
	津吉警察官駐在所	平戸市辻町	平戸市のうち、神船町、津吉町、辻町、無代寺町、鮎川町、大佐志町、田代町、前津吉町、神上町、神ノ川町、船木町、下中津良町、上中津良町、敷佐町、猪渡谷町、堤町
	志々伎町警察官駐在所	平戸市志々伎町	平戸市のうち、早福町、大志々伎町、志々伎町、小田町、野子町、石堂町、東中山町、西中山町
	大島警察官駐在所	平戸市大島村前平	平戸市のうち、大島村
	生月警察官駐在所	平戸市生月町里免	平戸市生月町のうち、老部、御崎、里免、老部浦
	館浦警察官駐在所	平戸市生月町館浦	平戸市生月町のうち、山田免、南免、館浦
五島警察署	福江中央交番	五島市三尾野1丁目	五島市のうち、福江町、東浜町1～3丁目、武家屋敷1～3丁目、池田町、紺屋町、栄町、江川町、末広町、幸町、錦町、中央町、木場町、松山町、上大津町、下大津町（長手地区を除く。）、新港町、三尾野町、三尾野1～3丁目、坂の上1丁目、大円寺町、黄島町、赤島町、本窯町、伊福貴町、籠淵町、吉久木町、大荒町、吉田町
	富江交番	五島市富江町富江	五島市のうち、富江町狩立、富江町黒島、富江町黒瀬、富江町職人、富江町田尾、富

		江町岳、富江町土取、富江町富江、富江町長峰、富江町松尾、富江町山下、富江町山手
三井楽警察官駐在所	五島市三井楽町濱ノ畔	五島市のうち、三井楽町濱ノ畔、三井楽町大川、三井楽町高崎、三井楽町柏、三井楽町嶽、三井楽町渕ノ元、三井楽町塩水、三井楽町丑ノ浦、三井楽町波砂間、三井楽町濱窄、三井楽町貝津、三井楽町嵯峨島
崎山警察官駐在所	五島市向町	五島市のうち、下崎山町、上崎山町、向町、長手町、下大津町（長手地区）
本山警察官駐在所	五島市堤町	五島市のうち、堤町、高田町、野々切町、増田町、浜町、小泊町
奥浦警察官駐在所	五島市奥浦町	五島市のうち、平蔵町、奥浦町、戸岐町、岐宿町戸岐ノ首、岐宿町唐船ノ浦
中須警察官駐在所	五島市玉之浦町中須	五島市のうち、玉之浦町中須、玉之浦町小川、玉之浦町幾久山、玉之浦町大宝、玉之浦町立谷、玉之浦町上の平、玉之浦町荒川、玉之浦町丹奈、玉之浦町頓泊、玉之浦町布浦、玉之浦町玉之浦
中岳警察官駐在所	五島市岐宿町中嶽	五島市のうち、岐宿町中嶽、岐宿町二本楠、岐宿町松山、岐宿町川原、富江町繁敷
岐宿警察官駐在所	五島市岐宿町岐宿	五島市のうち、岐宿町岐宿、岐宿町河務、岐宿町楠原
奈留警察官駐在所	五島市奈留町浦	五島市のうち、奈留町浦、奈留町泊、奈留町船廻、奈留町大串
久賀警察官駐在所	五島市久賀町	五島市のうち、久賀町、猪之木町、蕨町、田ノ浦町
新上五島警察署	署所在地	南松浦郡新上五島町有川郷
	奈良尾警察官駐在所	南松浦郡新上五島町奈良尾郷
	鯛ノ浦警察官駐在所	南松浦郡新上五島町鯛ノ浦郷
	友住警察官駐在所	南松浦郡新上五島町友住郷
	上五島警察官	南松浦郡新上

江町岳、富江町土取、富江町富江、富江町長峰、富江町松尾、富江町山下、富江町山手

三井楽警察官駐在所

五島市三井楽町濱ノ畔

五島市のうち、三井楽町濱ノ畔、三井楽町大川、三井楽町高崎、三井楽町柏、三井楽町嶽、三井楽町渕ノ元、三井楽町塩水、三井楽町丑ノ浦、三井楽町波砂間、三井楽町濱窄、三井楽町貝津、三井楽町嵯峨島

崎山警察官駐在所

五島市向町

五島市のうち、下崎山町、上崎山町、向町、長手町、下大津町（長手地区）

本山警察官駐在所

五島市堤町

五島市のうち、堤町、高田町、野々切町、増田町、浜町、小泊町

奥浦警察官駐在所

五島市奥浦町

五島市のうち、平蔵町、奥浦町、戸岐町、岐宿町戸岐ノ首、岐宿町唐船ノ浦

中須警察官駐在所

五島市玉之浦町中須

五島市のうち、玉之浦町中須、玉之浦町小川、玉之浦町幾久山、玉之浦町大宝、玉之浦町立谷、玉之浦町上の平、玉之浦町荒川、玉之浦町丹奈、玉之浦町頓泊、玉之浦町布浦、玉之浦町玉之浦

中岳警察官駐在所

五島市岐宿町中嶽

五島市のうち、岐宿町中嶽、岐宿町二本楠、岐宿町松山、岐宿町川原、富江町繁敷

岐宿警察官駐在所

五島市岐宿町岐宿

五島市のうち、岐宿町岐宿、岐宿町河務、岐宿町楠原

奈留警察官駐在所

五島市奈留町浦

五島市のうち、奈留町浦、奈留町泊、奈留町船廻、奈留町大串

久賀警察官駐在所

五島市久賀町

五島市のうち、久賀町、猪之木町、蕨町、田ノ浦町

新上五島警察署

署所在地

南松浦郡新上五島町有川郷

南松浦郡新上五島町のうち、小河原郷、有川郷、七目郷、太田郷

奈良尾警察官駐在所

南松浦郡新上五島町奈良尾郷

南松浦郡新上五島町のうち、奈良尾郷、岩瀬浦郷、桐古里郷、宿ノ浦郷

鯛ノ浦警察官駐在所

南松浦郡新上五島町鯛ノ浦郷

南松浦郡新上五島町のうち、東神ノ浦郷、鯛ノ浦郷、阿瀬津郷

友住警察官駐在所

南松浦郡新上五島町友住郷

南松浦郡新上五島町のうち、友住郷、赤尾郷、江ノ浜郷

西海市崎戸町のうち、平島、江島

上五島警察官

南松浦郡新上

南松浦郡新上五島町のうち、青方郷、相河

	駐在所	五島町青方郷	郷、船崎郷
	奈摩警察官駐在所	南松浦郡新上五島町奈摩郷	南松浦郡新上五島町のうち、奈摩郷、網上郷
	新魚目警察官駐在所	南松浦郡新上五島町榎津郷	南松浦郡新上五島町のうち、榎津郷、浦桑郷、似首郷、丸尾郷
	立串警察官駐在所	南松浦郡新上五島町立串郷	南松浦郡新上五島町のうち、立串郷、小串郷、曾根郷、津和崎郷
	小値賀警察官駐在所	北松浦郡小値賀町笛吹郷	北松浦郡小値賀町のうち、笛吹郷、黒島郷、大島郷、藪路木島郷、斑島郷、浜津郷、前方郷、柳郷、野崎郷、六島郷、納島郷、中村郷
	宇久警察官駐在所	佐世保市宇久町平	佐世保市のうち、宇久町平、宇久町野方、宇久町太田江、宇久町木場、宇久町大久保、宇久町小浜、宇久町神浦、宇久町飯良、宇久町本飯良、宇久町寺島
	若松警察官駐在所	南松浦郡新上五島町若松郷	南松浦郡新上五島町のうち、若松郷、西神ノ浦郷、榊ノ浦郷、漁生浦郷、日島郷、有福郷、間伏郷
	上荒川警察官駐在所	南松浦郡新上五島町荒川郷	南松浦郡新上五島町のうち、荒川郷、続浜ノ浦郷、飯ノ瀬戸郷、三日ノ浦郷、今里郷、道土井郷
壱岐警察署	署所在地	壱岐市郷ノ浦町本村触	壱岐市郷ノ浦町のうち、郷ノ浦、本村触
	渡良警察官駐在所	壱岐市郷ノ浦町渡良浦	壱岐市郷ノ浦町のうち、渡良浦、渡良南触、渡良西触、渡良東触、麦谷触、庄触、原島、大島、長島
	初山警察官駐在所	壱岐市郷ノ浦町初山東触	壱岐市郷ノ浦町のうち、初山西触、若松触、坪触、初山東触、片原触、永田触
	志原警察官駐在所	壱岐市郷ノ浦町平人触	壱岐市郷ノ浦町のうち、東触、大原触、志原西触、釘山触、志原南触、平人触、柳田触、物部本村触、木田触、田中触、牛方触、半城本村触、大浦触
	石田警察官駐在所	壱岐市石田町印通寺浦	壱岐市石田町のうち、本村触、南触、石田西触、石田東触、印通寺浦、妻ヶ島、池田西触、池田仲触、池田東触、筒城西触、山崎触、筒城仲触、筒城東触、久喜触、湯岳興触、湯岳射手吉触
	芦辺警察官駐在所	壱岐市芦辺町芦辺浦	壱岐市芦辺町のうち、諸吉仲触、諸吉東触、諸吉大石触、芦辺浦、諸吉南触、諸吉本村触

	那賀警察官駐在所	壱岐市芦辺町 国分東触	壱岐市芦辺町のうち、中野郷西触、中野郷本村触、中野郷仲触、中野郷東触、湯岳本村触、湯岳今坂触、湯岳興触、住吉後触、住吉東触、住吉前触、住吉山信触、国分川迎触、国分本村触、国分東触、国分当田触、深江東触、深江南触、深江本村触、深江栄触、深江鶴亀触、深江平触、諸吉二亦触
	勝本警察官駐在所	壱岐市勝本町 仲触	壱岐市勝本町のうち、勝本浦、西戸触、坂本触、仲触、東触、大久保触、北触、新城東触、新城西触、本宮東触、本宮仲触、本宮西触、片山触
	箱崎警察官駐在所	壱岐市芦辺町 箱崎大左右触	壱岐市芦辺町のうち、箱崎本村触、箱崎釘ノ尾触、箱崎谷江触、箱崎江角触、箱崎諸津触、箱崎大左右触、箱崎中山触、瀬戸浦
	鯨伏警察官駐在所	壱岐市勝本町 布気触	壱岐市のうち、勝本町（本宮南触、上揚触、布気触、百合畑触、湯本浦、立石東触、立石仲触、立石南触、立石西触）、郷ノ浦町（新田触、里触、小牧東触、小牧西触、有安触、長峰本村触、長峰東触）
対馬南警察署	巖原交番	対馬市巖原町 今屋敷	対馬市巖原町のうち、国分、今屋敷、久田道、中村、日吉、宮谷、棧原、大手橋、天道茂、田淵、久田、西里、北里、東里、小浦、曲、南室
	美津島警察官駐在所	対馬市美津島町 雞知甲	対馬市美津島町のうち、雞知、根緒
	豆酩警察官駐在所	対馬市巖原町 豆酩	対馬市巖原町のうち、豆酩瀬、佐須瀬、豆酩、久根浜、久根田舎
	浅藻警察官駐在所	対馬市巖原町 浅藻	対馬市巖原町のうち、尾浦、安神、久和、与良内院、豆酩内院、浅藻、内山
	佐須警察官駐在所	対馬市巖原町 下原	対馬市巖原町のうち、下原、檜根、小茂田、椎根、阿連、上槻
	加志警察官駐在所	対馬市美津島町 加志	対馬市美津島町のうち、加志、今里、吹崎、箕形、尾崎、竹敷、洲藻、黒瀬、昼ヶ浦
	久須保警察官駐在所	対馬市美津島町 久須保	対馬市美津島町のうち、大船越、緒方、久須保、犬吠、大山（玉調）、島山
	芦浦警察官駐在所	対馬市美津島町 芦浦	対馬市美津島町のうち、鴨居瀬、小船越、大山（玉調を除く。）、賀谷、芦浦
	浦底警察官駐在所	対馬市豊玉町 鑓川	対馬市のうち、豊玉町（千尋藻、鑓川、曾、横浦、和板、糸瀬、仁位（552～554番地、2094～2095番地））、美津島町（濃

			部)
	豊玉警察官駐在所	対馬市豊玉町仁位	対馬市豊玉町のうち、仁位（53～2091番地）、貝鮎（263～466番地）、嵯峨（232～446番地）、佐志賀（9～222番地）、大綱（245～281番地）
	水崎警察官駐在所	対馬市豊玉町嵯峨	対馬市豊玉町のうち、貝鮎（1～94番地）、嵯峨（560～648番地）、佐志賀（520番地）、貝口、廻、唐洲、小綱、田、銘、志多浦、大綱（1～234番地、343～646番地）、佐保、卯麦
対馬北警察署	比田勝警察官駐在所	対馬市上対馬町比田勝	対馬市上対馬町のうち、比田勝、大浦、河内、古里、西泊、網代、大增、浜久須、玖須、唐舟志、富浦、豊、鰐浦、泉
	佐護警察官駐在所	対馬市上県町佐護北里	対馬市上県町のうち、佐護、佐須奈、西津屋
	檜滝警察官駐在所	対馬市上県町檜滝	対馬市上県町のうち、瀬田、檜滝、飼所、犬ヶ浦、御園、越高、伊奈、志多留
	琴警察官駐在所	対馬市上対馬町琴	対馬市上対馬町のうち、琴、五根緒、一重、芦見、小鹿、舟志
	峰警察官駐在所	対馬市峰町三根	対馬市のうち、上県町（鹿見、久原、女連）、峰町（三根、吉田、狩尾、木坂、青海、津柳、賀佐）
	佐賀警察官駐在所	対馬市峰町佐賀	対馬市峰町のうち、佐賀、櫛、志多賀

2 警備派出所の所属、名称及び位置

所属	名称	位置
浦上警察署	中国総領事館警備派出所	長崎市橋口町
大村警察署	長崎空港警備派出所	大村市箕島町
対馬南警察署	対馬空港警備派出所	対馬市美津島町雞知乙